浦安市規則第70号

浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の 一部を改正する規則

浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則(令和4年規 則第54号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、同一の月に決定のあった日常生活用具に係る当該額の合計は、 18,600円を限度とする。

第8条第1項第2号中「障害児」の次に「(保護者が里親である者を除 く。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 法第4条第2項に規定する障害児(保護者が里親である者に限る。)であって、当該障がい児のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、令第17条第1号から第3号まで又は児童福祉法施行令第24条第1号から第6号までに掲げる者(同号に掲げる者にあっては、同号に規定する全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者に限る。)に該当すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(経過措置)
- 2 改正後の浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の 規定は、施行日以後の申請に係る給付等について適用し、施行日前の申請に 係る給付等については、なお従前の例による。